

令和8年度福利厚生広報紙「厚生だより」の印刷（複数単価契約）仕様書

1 規格

(1) 型

A4版

(2) 最低頁数

1部あたり表紙共4頁以上

(3) 色

両面2色刷、黒・青（特色）

(4) 紙質等

再生上質紙（被塗工印刷用紙）A35kg古紙パイプ配合率70%以上、白色度70%以上

ただし、この規格を満たす製品を納入できない場合は、代替品の納入を認める。その場合であっても、この規格に準じた紙質で、できる限り環境に配慮した印刷用紙を使用するよう努めること。

(5) インク

大豆インク

(6) PDF作成

紙の「厚生だより」の納品のほか、広島市役所の庁内LAN掲載用及び一般財団法人広島市職員互助会ホームページ掲載用のPDFデータを納品すること。

2 内容

(1) 紙面構成

ア 表紙 写真・目次

イ 1頁～ 福利厚生に関する記事

ウ 裏表紙 カレンダー・月例受付

(2) 活字

ア 原則本文9ポイント（字体は別途指示する。）

イ その他割付指定

(3) イラスト等

記事の内容に応じたイラストや略地図等のデザインを随時求める。

また、トリミング等の画像処理が必要な写真を、毎号、表紙外数点掲載する。

(4) 抜刷版

毎号、本紙の記事を抜粋した抜刷版を別途作成する。

3 印刷方法等

DTP制作、オフセット印刷

4 調製

スクラム製本

5 発行日及び部数・頁数

- ・令和8年5月1日～令和9年4月1日の毎月1日。計12回。
- ・7月1日号～9月1日号については、発行部数、配送方法に変更がある。
- ・発行日を変更する場合がある。
- ・発行部数及び頁数は、別途指示する。

(1) 本紙1号当たりの発行部数は17,100部(予定)

※ 7月1日号、8月1日号、9月1日号に限り8,500部(予定)

※ 発行予定頁数	16頁以下×17,100部×3回=	820,800	}	3,656,000頁
	20頁 ×17,100部×3回=	1,026,000		
	×8,500部×1回=	170,000		
	24頁以上×17,100部×3回=	1,231,200		
	×8,500部×2回=	408,000		

(2) 抜刷版1号当たりの発行部数は1,150部(予定)

※ 発行頁数は毎号本紙の半数程度

※ 発行予定頁数	8頁以下×1,150部×3回=	27,600	}	174,800頁
	12頁 ×1,150部×4回=	55,200		
	16頁以上×1,150部×5回=	92,000		

(3) 本紙+抜刷版の合計頁数

3,830,800頁

(4) 発行予定部数及び発行予定頁数月別表

発行月	発行予定部数 (部)		予定頁数 (頁)	発行予定総頁数 (頁)	備考
5月1日号	本紙	17,100	20	342,000	
	抜刷版	1,150	12	13,800	
6月1日号	本紙	17,100	20	342,000	
	抜刷版	1,150	12	13,800	
7月1日号	本紙	5,365	24	128,760	部数減
	本紙 (追加直送分)	3,135	24	75,240	納入先増
	抜刷版	550	16	8,800	
	抜刷版 (追加直送分)	600	16	9,600	納入先増
8月1日号	本紙	5,365	20	107,300	
	本紙 (追加直送分)	3,135	20	62,700	納入先増
	抜刷版	550	12	6,600	
	抜刷版 (追加直送分)	600	12	7,200	納入先増
9月1日号	本紙	5,365	24	128,760	部数減
	本紙 (追加直送分)	3,135	24	75,240	納入先増
	抜刷版	550	16	8,800	
	抜刷版 (追加直送分)	600	16	9,600	納入先増
10月1日号	本紙	17,100	16	273,600	
	抜刷版	1,150	8	9,200	

1 1 月 1 日号	本紙	17,100	20	342,000	
	抜刷版	1,150	12	13,800	
1 2 月 1 日号	本紙	17,100	16	273,600	
	抜刷版	1,150	8	9,200	
1 月 1 日号	本紙	17,100	24	410,400	
	抜刷版	1,150	16	18,400	
2 月 1 日号	本紙	17,100	24	410,400	
	抜刷版	1,150	16	18,400	
3 月 1 日号	本紙	17,100	16	273,600	
	抜刷版	1,150	8	9,200	
4 月 1 日号	本紙	17,100	24	410,400	
	抜刷版	1,150	16	18,400	
合計				3,830,800	

6 入稿

原則として土曜日、日曜日、祝・休日（振替休日を含む。）を除き、当該号の発行月の前々月の末日までに初回原稿を本会事務室で手渡し、又は電子情報の送信により入稿する。

7 校正

校正指示に従って、修正を遺漏なく行うこと。

(1) 校正回数

プリント打出し校正：2回以上（初校及び第2校は、1(3)の仕様で各4部提出すること。）

3校以降：電子メールによる校正確認も活用する（前年度実績 校了日までの直前2日間で2校程度）

(2) 校正場所

校正場所は、一般財団法人広島市職員互助会（中区国泰寺町一丁目6番34号）とし、校正用紙は同場所で行うこと。

校正指示は原則、同場所で校正後の校正用紙を手渡す際に行うほか、必要に応じてファクス、電話又は電子メールにより指示する。

8 印刷

刷り出しの際の検品を入念に行い、印刷状態に版ずれや色のむら等がないようにするとともに、製品ごとの印刷状態を均一にすること。

9 納品

(1) 紙版

ア 納品期限

発行日の4日前（発行日から納品日までの土曜日、日曜日、祝・休日及び12月29日から12月31日までの日数は数えない。）の日の午前中。ただし、5月1日号は4月20日(月)午前10時まで、1月1日号は12月21日(月)午前10時までとする。

イ 納入場所

令和8年7月1日号～9月1日号については納品場所数に変更がある。

(7) 令和8年5月1日～令和9年4月1日号については、下記の計20か所に納品する。

・本紙（17か所）

一般財団法人広島市職員互助会（中区国泰寺町一丁目6番34号）

広島市民病院事務室（中区基町7番33号）

水道局人事課（中区基町9番32号）

下水道局管理部管理課（中区南千田東町6番13号）

舟入病院事務室庶務係（中区舟入幸町14番11号）

社会福祉法人広島市社会福祉事業団事務局総務部総務課（東区光町二丁目15番55号）

東区役所区政調整課（東区東蟹屋町9番38号）

南区役所区政調整課（南区皆実町一丁目5番44号）

広島市立広島工業高校（南区東本浦町1番18号）

広島特別支援学校（南区出島四丁目1番1号）

西区役所区政調整課（西区福島町二丁目2番1号）

安佐南区役所区政調整課（安佐南区古市一丁目33番14号）

総合リハビリテーションセンター（安佐南区伴南一丁目39番1号）

安佐北区役所区政調整課（安佐北区可部四丁目13番13号）

安佐市民病院事務室（安佐北区亀山南一丁目1番1号）

安芸区役所区政調整課（安芸区船越南三丁目4番36号）

佐伯区役所区政調整課（佐伯区海老園二丁目5番28号）

・抜刷版（3か所）

一般財団法人広島市職員互助会（中区国泰寺町一丁目6番34号）

社会福祉法人広島市社会福祉事業団事務局総務部総務課（東区光町二丁目15番55号）

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団（安佐北区倉掛三丁目50番1号）

(4) 令和8年7月1日号、8月1日号、9月1日号については、上記(7)に追加して下記の計108か所にも納品する。

・本紙（93か所）

中環境事業所（広島市中区南吉島一丁目5番1号）

西環境事業所（広島市西区商工センター七丁目7番1号）

安佐南環境事業所（広島市安佐南区伴北四丁目4013番地1）

安佐北環境事業所（広島市安佐北区可部町大字中島1471番地8）

安芸環境事業所（広島市安芸区矢野新町二丁目3番18号）

佐伯環境事業所（広島市佐伯区海老園一丁目4番48号）

基町保育園（広島市中区基町20-5）

竹屋保育園（広島市中区鶴見町11-25）

吉島保育園（広島市中区吉島西三丁目3-10）

本川保育園（広島市中区本川町一丁目5-24）

神崎保育園（広島市中区舟入本町2-31）

舟入保育園（広島市中区舟入南四丁目18-21）

江波保育園（広島市中区江波南一丁目21-16）

江波第二保育園（広島市中区江波東二丁目2-2）

福木保育園（広島市東区馬木九丁目1-1）

戸坂保育園（広島市東区戸坂千足二丁目10-2）

東浄保育園（広島市東区戸坂新町一丁目 5-25）
中山保育園（広島市東区中山中町 4-16）
わかくさ保育園（広島市東区光町二丁目 15-42）
あけぼの保育園（広島市東区曙二丁目 4-1）
荒神保育園（広島市南区西蟹屋三丁目 15-13）
大州保育園（広島市南区大州三丁目 9-31）
青崎保育園（広島市南区向洋本町 1-22）
皆実保育園（広島市南区皆実町一丁目 15-2）
大河保育園（広島市南区北大河町 15-16）
仁保新町保育園（広島市南区仁保新町一丁目 6-15）
仁保保育園（広島市南区仁保一丁目 1-11）
楠那保育園（広島市南区楠那町 7-10）
宇品東保育園（広島市南区宇品神田三丁目 10-15）
元宇品保育園（広島市南区元宇品町 5-8）
出島保育園（広島市南区出島一丁目 33-57）
似島保育園（広島市南区似島町字家下 40）
三篠保育園（広島市西区楠木町三丁目 8-10）
横川保育園（広島市西区横川新町 8-7）
小河内保育園（広島市西区小河内町二丁目 6-8）
ふくしま保育園（広島市西区福島町一丁目 18-1）
己斐保育園（広島市西区己斐中一丁目 10-8）
古田保育園（広島市西区古江東町 1-17）
庚午保育園（広島市西区庚午中一丁目 11-11）
草津保育園（広島市西区草津東二丁目 20-23）
みゆき保育園（広島市西区草津南一丁目 16-8）
井口保育園（広島市西区井口鈴が台一丁目 4-1）
川内保育園（広島市安佐南区川内六丁目 36-31）
緑井保育園（広島市安佐南区緑井八丁目 24-3）
大町保育園（広島市安佐南区大町東三丁目 8-6）
安東保育園（広島市安佐南区安東二丁目 1-12）
上安保育園（広島市安佐南区上安二丁目 23-24-12）
中筋保育園（広島市安佐南区中筋三丁目 20-6）
古市保育園（広島市安佐南区古市二丁目 21-3）
原保育園（広島市安佐南区西原三丁目 9-19）
祇園保育園（広島市安佐南区祇園二丁目 17-13）
長束保育園（広島市安佐南区長束五丁目 29-1）
山本保育園（広島市安佐南区山本四丁目 12-4）
沼田保育園（広島市安佐南区伴東七丁目 63-9）
高南保育園（広島市安佐南区白木町大字秋山 2273-1）
三田保育園（広島市安佐北区白木町大字三田 7173-3）
狩留家保育園（広島市安佐北区狩留家町 2858）
狩小川保育園（広島市安佐北区小河原町 120）
深川保育園（広島市安佐北区深川五丁目 4-4）
真亀保育園（広島市安佐北区真亀三丁目 4-2）

落合保育園（広島市安佐北区落合三丁目 8-21）
口田保育園（広島市安佐北区口田南四丁目 33-20）
大林保育園（広島市安佐北区大林四丁目 15-18）
城保育園（広島市安佐北区可部七丁目 29-4）
可部東保育園（広島市安佐北区可部東一丁目 4-29）
亀山南保育園（広島市安佐北区亀山南五丁目 44-31）
いずみ保育園（広島市安佐北区安佐町大字飯室 1515）
久地保育園（広島市安佐北区安佐町大字久地 4453-1）
中野保育園（広島市安芸区中野五丁目 19-1）
畑賀保育園（広島市安芸区畑賀三丁目 7-8）
阿戸認定こども園（広島市安芸区阿戸町 2622）
船越西部保育園（広島市安芸区船越一丁目 41-9）
船越南部保育園（広島市安芸区船越南三丁目 21-23）
矢野中央保育園（広島市安芸区矢野東五丁目 9-2）
矢野東保育園（広島市安芸区矢野東六丁目 19-14）
矢野西保育園（広島市安芸区矢野西四丁目 11-12）
八幡東保育園（広島市佐伯区八幡東三丁目 18-3）
八幡保育園（広島市佐伯区八幡三丁目 16-16）
千同保育園（広島市佐伯区千同二丁目 10-1）
坪井保育園（広島市佐伯区坪井一丁目 32-8）
三筋保育園（広島市佐伯区三筋二丁目 2-14）
鈴峰園保育園（広島市佐伯区五日市中央四丁目 15-11）
五日市中央北保育園（広島市佐伯区五日市中央七丁目 8-43）
五日市駅前保育園（広島市佐伯区五日市駅前一丁目 1-3）
五日市南保育園（広島市佐伯区海老園三丁目 18-1）
美の里保育園（広島市佐伯区美の里二丁目 1-9）
湯来保育園（広島市佐伯区湯来町大字和田 94-16）
湯来南保育園（広島市佐伯区湯来町大字白砂甲 3538）
石内保育園（広島市佐伯区五日市町大字石内 4134-2）
河内保育園（広島市佐伯区五日市町大字上河内 493）
五月が丘保育園（広島市佐伯区五月が丘五丁目 21-22）
利松保育園（広島市佐伯区利松一丁目 10-10）
食肉市場（広島市西区草津港一丁目 11 番 1 号）

・ 抜刷版（15か所）

公益財団法人広島市産業振興センター（広島市西区草津新町一丁目 21-35）
公益財団法人広島市農林水産振興センター（広島市安佐北区深川八丁目 30 番 12 号）
公益財団法人広島平和文化センター（広島市中区中島町 1 番 2 号）
公益財団法人広島観光コンベンションビューロー（広島市中区基町 5 番 44 号）
一般財団法人広島市都市整備公社（広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 15 号）
社会福祉法人広島市社会福祉協議会（広島市南区松原町 5 番 1 号）
公益社団法人広島市シルバー・協同労働センター（広島市中区西白島町 23 番 9 号）
一般財団法人広島市原爆被爆者協議会（広島市東区牛田新町一丁目 16 番 1 号）
広島市流通センター株式会社（広島市西区草津港三丁目 2 番 1 号）
広島駅南口開発株式会社（広島市南区松原町 9-1）

公益財団法人広島市みどり生きもの協会（広島市中区基町4番41号）

公益財団法人広島市スポーツ協会（広島市中区国泰寺町一丁目4番15号）

一般財団法人広島市学校給食会（広島市中区国泰寺町一丁目3番29号）

公益財団法人広島市文化財団（広島市中区加古町4番17号）

公立大学法人広島市立大学（広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号）

また、印刷発注の際に変更を指示する場合がある。

ウ 納品方法

発注の際に本会が指示する納品部数内訳に従い、所属毎に仕分けて梱包し、所属名、配布部数等を表示（本会からデータを送付する。）したものを各納入場所に納入すること。

※ 梱包方法は別紙参照のこと。

(2) PDFデータ

データは、「①厚生だより（本紙）の表紙から裏表紙までの1つのファイルデータ」、「②厚生だより（抜刷版）の表紙から裏表紙までの1つのファイルデータ」、「③今後の招待事業データ」とする。

「③今後の招待事業データ」とは、本会が作成した月平均2頁程度のA4版パワーポイント等データ原案を、本会の指示により編集作業し作成するもの（印刷対象外）

【令和6年1月～12月実績】

12か月合計 18頁（月平均1.5頁÷2頁）

本会職員の指示により、初校納品時に①のデータをUSB等の記録媒体で納品すること。

また、校了後は①、②、③の3種類のデータを納品すること。

なお、納品されたPDFデータは、読み取り用テキストデータに本会が変換するので、変換可能なPDFデータとなるよう本会職員と協力・調整すること。

10 工程表

当該号の発行月の前々月の末日までに、当該号の入稿から校正、印刷・製本、納品までのスケジュールを示した工程表を提出すること。

11 検査

納入の際、業者立ち会いのうえ検査を行い、不合格と認められた製品は速やかに取り替えること。

12 その他

- (1) 業者は、印刷技術に精通した担当者を定め、本会との連絡調整にあたること。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については双方協議して定めるものとする。
- (3) この仕様書に定めるもののうち、特別な事情が生じた場合、双方協議のうえ仕様条件を変更することがある。